

議会議員政治倫理審査会 第6回議事録（要点整理）

開催日時	令和4年9月2日（金）午前10時00分～午後0時20分
場 所	潟上市役所 常任委員会室3
案 件	（1）審査の論点整理について
出席者	・鈴木壮二委員・堀井克見委員・伊勢潤委員 ・藤原仁美副委員長・中川光博委員長 ・議会事務局長・議会事務局次長
記録者	議会事務局主査

【会議記録】

○中川委員長

出席委員は定足数に達していますので、政治倫理審査会を開催します。

始めに、8月24日と26日の審査会の論点整理を行います。その次に、なぜ何度も審査請求されるのか意見を出していただいで議論したいと思います。その後、今回の審査請求が倫理条例に抵触するのか議論したいと思います。

－8月24日、26日分の会議録を配布し、委員長が抜粋してポイントを説明。－

－論点整理に対する質問なし－

○堀井委員

まとめ方として、請求者と対象議員、当局の三者が説明したことを時系列に羅列し、論点整理をして文章化するより方法がないと思います。結果報告をした時に議員全体で判断してもらい、広報で市民に発信して市民が判断する。そのような流れでいくべきでないかと思います。

○藤原副委員長

対象議員は、倫理条例第13条に反しているのかが大事なことで、対象議員及び当局の説明を聞いたうえで考えると、雪は10センチでも20センチでも市民にとってはライフラインを困難にさせる要因になるので、災害に準ずるとの考え方は否定できないと考えます。ゆえに、除排雪に関しては市民生活を守るために条例のただし書きを適用しているものとの考えに至りました。条例の条文に問題があり、改正が必要なのではないかとの意見が委員及び請求者から出ているので、報告書にその部分を重要と記すべきだと考えます。

○伊勢委員

13条の災害に関する規定が今回の審査で大事なところではないかと思います。除雪が災害なのかに関しては、市当局は基本的に災害に準ずると考えて契約していると

の説明でした。災害等で緊急を要するとき、又は請負契約締結を辞退することにより市の行政執行に著しい支障がある場合を除くとの規定にあてはまるものだと思いますので、この審査請求に関しては問題がない。抵触しないと判断しなければいけないと思いました。もう一つは、道路法第 42 条に、道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。同法施行令第 35 条の 2 には、適切な時期に道路の巡視を行い及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずることとあり、内閣府の防災基本計画では降雪を雪害と表現し、市町村はこの災害を防止するために除雪を実施するものとしています。そのような事から、私は災害で間違いないのではないかと思います。何度も繰り返される事に関しては前回、前々回の報告書にもありましたが、この条例自体に問題があるのではないかと考えています。

○堀井委員

毎年の雪は災害とは言えないと思います。13 条の解釈はそれぞれですが、このただし書きにより、議員の関係私企業が仕事を取るのは市民から見れば納得できないので、何回も審査請求される要素になっていると思います。議員であるうちは市との取引をしない、するときは議員のバッチを外す。そのようにして誰が見ても分かり易い状態にすること以外に道はないと思います。それが払しょくされないから審査請求が提出されたと考えています。

また、13 条に不備があるから条例改正と対象議員は言いましたが、13 条に抵触する状況で仕事を取るから、このような事が何度も起こると言っているのもあって、まして参考人として出席して、条例を改正しろという発言をすることはどうかと思います。

○中川委員長

なぜ繰り返されるのかについて、もう少しお聞きしたいと思います。

○堀井委員

北国で雪が降るのは当たり前で災害に準ずる事とは別の問題です。それを毎年災害のような捉え方をして除雪に参入している事が、倫理条例に反していると審査請求をされているので、正に見解の相違です。

また、道路維持云々とのことですが、災害時には予算執行上災害費が特別に編成されて支出されるものです。そのような事が無いのに無理やり災害に準ずるとの解釈で実施しています。当局も、災害に準ずるとは思っていない。むしろ議会が言ったから準用していると話していました。著しい影響も無いとの趣旨を言ったと思います。今話したことがポイントだし、盛り込むべきだと思います。

○藤原副委員長

さき程意見がありました、議員が立場を利用して仕事を得る事は市民にとり良くな

いことで、対象議員の関係私企業は議員の立場を利用して仕事を取っているのかについて、担当課に確認したのですが、除雪に関してはかなり苦情が出ている事もあり、現在は 55 社ですが、もっと業者を増やしたいとのことでした。除雪時間は 10 時間かかるところを 6 時間に短縮したいと切実に思っていると聞いて、議員の立場を利用して関係私企業に仕事が行くのか疑問に思います。

○堀井委員

副委員長の見解はそれで良いと思います。13 条には、「議員は、議員又は議員の配偶者 1 親等内の血族若しくは云々とあって、市民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退するよう努めなければならない。」とあります。制限しないといけないからこのような条例を制定しました。議員の関係私企業が仕事を辞退すれば疑いとかが無くなり、このようなことは起きないのですから、そこを議会として改めていかなければならないと思います。

○中川委員長

なぜ続くのかは、発注側と受注側の両方が良いと解釈しているため、このような事態が続くということです。当局の説明では、条例を守らなければいけないのは当然ですが、当局が指名してはならないと規定されていないので指名するとのこと、当局が指名する限りはなくなる可能性があります。

次に、対象議員は法律に違反していないので関係私企業に仕事を取るなどとは言えないと話しています。第 1 回目の資料 3 ページの下に、条例で独自の私企業関与の制限ルールを置くことに関して、広島高判平成 23 年 10 月 28 日は、議員に加えて議員の 2 親等以内の親族が経営する企業と自治体との請負契約等を禁止する議員政治倫理条例の規定を憲法上の経済活動及び議員活動の自由に対する不合理、不必要な制限であるとして無効と判断した。しかし、上告審裁判平成 26 年 5 月 27 日は、当該規定が議員に契約辞退届を徴して提出する努力義務を課すにとどまること等から、議員の職務執行の公正を確保する等の正当な目的を達成するための手段として必要かつ合理的であって、憲法 21 条 1 項（集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由）、22 条 1 項（居住、移転及び職業選択の自由）29 条（財産権）に違反しないとした。このような説明がありますので、最高裁が政治倫理条例は違法でないとしています。対象議員は、倫理条例は自治法を超えて違反だと話していましたが、最高裁判例では、政治倫理条例は合理的かつ必要な手段であると述べているので、それを対象議員に理解していただく必要があると思います。

議会と行政の倫理性を考えると、法を遵守することは高い倫理性だと思いますので、行政も問われてしかるべきかと思います。審査会がお墨付き与えたとの論理ではなく、きちんとした論理を展開していただかないと、議会と行政の癒着のような危険性をはらんでいる行為だと思います。10 分休憩します。

～休憩～

○中川委員長

会議を再開します。政治倫理条例及び規則に基づいて、どのようにまとめるのか皆さんの意見をいただきたいと思います。堀井委員からは、全体の流れが分かるように論点整理して、分かり易いように載せるとの意見です。また、条例第9条第1項の規定に沿った形で最終報告を出すこととなりますので、どのように進めたら良いか事務局のアドバイスをお願いします。

○事務局長

条例第9条第2項に基づいて進めるものですが、勧告も含むとの解釈ですので、同条第1項の規定により、政治倫理基準等違反の行為の存否について審査をし、違反があるとの判断に至った場合は、規則第14条の適用に移っていくこととなります。

○中川委員長

分かりました。そのように進めます。論点を中心に載せる事になります。存否に関わらず論点の大事な所は全て載せる事にしたいと思いますがよろしいですか。

○堀井委員

存否については、最初の審査会において存と決定したから審査を進めてきているはずです。

○事務局長

最初に確認したのは審査請求の適否です。政治倫理基準等違反の行為の存否については、この後の判断になります。

○鈴木委員

抵触するか、しないかで良くないですか。

○中川委員長

存否については、審査会として多数決でこうしたのか、或いは全体の意見としてこうしたのか方向づけをしたいと思います。大事なことは、議会全体に対する要望や行政に対する要望があれば記載しないとイケないと思うので、そのような点も踏まえ議論の全体像を出したい。

○堀井委員

当局に対して、委員が感じたことは載せても良いと思います。当局の参考人が話したことに對して、議員感覚と違うとか議員に委託する事を課題として意見することは良いと思います。

○中川委員長

審査会は議長に報告することが任務なので、例えば行政に要望するとか議会全体に問題を投げかける事は、報告書の文面に入れ込んで検討してもらうことがあっても良いかと思います。

○堀井委員

この後、議長が審査結果の報告を受けてどうするのか。最初の頃は、時の倫理審査会委員長が議長に報告し本会議において審査の経緯と結果の報告をしました。質疑は行いませんでした。このように進めることで審査会の立ち位置、あるいは議員全体に知らせる機会になるのではないかと思います。

○鈴木委員

委員長報告を議場でするのであれば、今まで議論したものの全部を詳らかに出すべきだと思います。

○中川委員長

そのような話を報告書が出来たときに詰めていただいて、それでは、行為の存否についての皆さんの意見は、全体的には抵触しないと論が強かったと感じていますが、根拠としては弱かったと感じています。委員が話したことを論点整理して報告書に盛り込まざるを得ないと思いますが、この審査会全体の声としては、今回は抵触しないと結論に至った。ただし、賛成意見と反対意見をうまく報告書に載せながら進めるべきかと思います。皆さんいかがですか。

○堀井委員

今回の判断は難しいと思います。私は抵触しているとの意見ですので、抵触していないとの意見は否定しませんが、全委員が抵触していないとの考えではないので、そこは整理して欲しいと思います。両論併記とするよう最初から要望していますので、そのような取りまとめを委員長に強く求めたいと思います。

○鈴木委員

条例にあるように、存否は決めなければいけないと思います。

○中川委員長

存否を決定することが委員会の任務ですので、存否をはっきりさせます。全体の議論でなかなか決めがたいことは確かにあるので、しかるべき理由も分かるように報告書を作成することが筋かと思います。

○藤原副委員長

その通りだと思います。審査請求に対する結論は、抵触しているのか、していない

のかであって、そこは決をとって判断するべきかと思います。

○中川委員長

まず概ねの結論を出して審査会の任務を果たす。その上で、審査会で話したことの全体像を報告するということです。

○堀井委員

倫理条例第9条に、審査会は議長から審査を付託されたときは審査請求の適否及び政治倫理基準等違反の行為の存否について審査するとしか書かれておらず、必ず決着をつけることではないので、両論を併記して審査結果とすることが妥当だと思います。

○中川委員長

委員の意見も分かりますが、条例第9条第1項及び第2項に従って存否について審査し、勧告がある場合は勧告をする。そうでなければ、抵触しないと理解すべきだと思います。

○堀井委員

必ず勧告しなければならないことではないと思います。措置までの判断を言っているのであって、違うと思います。

○中川委員長

勧告は、抵触しない場合は含まないし、抵触する場合は含むということだと思います。

○堀井委員

両方あることだから、賛否で決着を付けることではないと思います。

○鈴木委員

条例第9条第1項に存否について審査する、第2項に審査結果を報告しなければならないとあるので、このことから考えれば、抵触するしないという結論を出すべきだと思います。

○伊勢委員

この審査会を通して、違反行為の存否について審査をしたのですから、存否を示すことが正しいと思います。

○堀井委員

存否というのは特別に処分しないことなので、今は、存否を示す段階ではないと思

います。審査の経緯を報告することで十分だと思います。

○中川委員長

それも理解できますが、私の解釈は存否を明らかにすることが任務の一つだと思います。大事なところは全部載せることで理解していただきたいと思います。

○堀井委員

例えば、資料の提出が無かったことは違反行為になると思います。

○中川委員長

そのような意見もありましたので、報告書に分かるように盛り込みます。

○堀井委員

13条に関しても違反行為と捉えています。賛否をとるのは委員長の裁量ですが、私は両論併記でとどめるべきだと考えます。

○中川委員長

私の立場としては存否の決定をしたいと思います。第10条の規定に対象議員は協力してくれないこともあり、それらを委員がどのように考えるかはそれぞれなので、それを報告書に載せなければいけないと思います。

○鈴木委員

第10条に関してはプライバシーの侵害もあり、対象議員が関係私企業の資料を提出することは無理かと思います。

○中川委員長

対象議員と関係私企業の関係が本当に親子なのか、公的な資料を出してくれれば一目瞭然ですが、資料を出してくれないということは不誠実だと思います。

○鈴木委員

資料を提出しないのであれば、関係私企業の資料で対応するしかないと思います。

○堀井委員

対象議員と関係私企業が、どのような関係なのかを明らかにするために全会一致で資料を求めたもので、そこをないがしろにして物事を決めることは乱暴ではないですか。違反していることに対して問題ないということ自体に無理があると思います。それぞれの委員の意見はあると思いますが、後は委員長の裁量権を持って決すべきではないですか。

○中川委員長

私は、今まで概ねの意見を聞いた中で、抵触しないとの意見が論拠は薄いが多いと思います。抵触しているとの意見もあるので、全体から見れば抵触しないことで報告したいと思いますが、意見をください。

○鈴木委員、伊勢委員

異議なし。

○堀井委員

抵触しないとなれば審査請求した方が納得しないだろうし、問題を残したまま推移するのは危惧します。結果的に審査請求した方の主張にどのように答えていくのか。

○中川委員長

三者を呼んで、それなりの論点が出ていたのでまとめざるを得ないと思います。大事な意見は盛り込んで、結果的に今までの報告書と同じだと思われないような報告書作りをしたいと思います。

表現だけ見れば抵触していないように書いているので、1人歩きすることが予想されますが、審査会の意見としてはそうしたいと思います。

○堀井委員

存否をとることは、抵触している、していないことを決することで、両論が出ていることは明確ですから、そこまで踏み込まないで進めることが今回の審査会としてはベストだと思います。

○鈴木委員

この審査会で存否を決しないと、解散しなければいけないことになるので、はっきり挙手で取るのかを明確にした方が良くと思います。

○中川委員長

それは、私がそう思って言っただけのことです。今の意見は存否を決でとのことでしたが、これは委員長として裁量ですが、抵触しないのは会議録を見れば十分わかることなので、いたずらに決を取らなくても結論は導き出せると判断しますので、そのようにしたいと思います。

議論、ありがとうございました。次回、9日に報告書を示せるように準備したいと思います。更に時間が必要であれば27日、28日にもう1回議論します。もしくは委員長と副委員長に任せただけであれば最終版ということになりますが、それを9日に決めます。

○堀井委員

この段階で、委員長と副委員長に一任と言うことはできません。どのような報告をするのかは念入りに積み上げて欲しい。納得しないなかで正副委員長に一任するのは出来かねることを申し上げます。

○中川委員長

今日は、これで閉会します。

終了